令和８年（フ）第８００号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　長谷団地１棟109号
債務者　前川　美樹
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８５０号
京都府長岡京市神足２丁目12番12号
債務者　壇　　克己
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８６０号
京都府宇治市五ケ庄三番割32番地の８　栄仁会ぐるーぷほーむぴあ、前住所京都市右京区太秦土本町14番地16
債務者　田井中優加
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８６１号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地32―405
債務者　東　　修一
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９１５号
京都市中京区西ノ京原町72番地　ＲＢハウス102号室、前住所京都市右京区太秦土本町２番地１
債務者　吉岡　榮二
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５８号
青森県五所川原市大字長橋字広野291番地１
債務者　舘山　雅子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第８０３号
広島市安佐南区上安１丁目８番21―108号
債務者　井本　泰代
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６１３号
千葉県柏市南逆井７丁目12番47号　シマサン19Ｃ―101号
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６２０号
千葉県松戸市稔台２丁目56番地の５　ウィズハウス202号、前住所千葉県松戸市三矢小台２丁目15番地の２　テラス・パティオ１号
債務者　青木　利彦
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６６２号
千葉県柏市南逆井６丁目５番33号　レオパレス南逆井204号
債務者　岩本　直子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６６３号
千葉県柏市松ケ崎117番地２　キャッスル・シーダ201号、前住所千葉県柏市豊住３丁目７番30号　アークライフ201号
債務者　酒巻　良美
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６６６号
千葉県柏市花野井1535番地185
債務者　石渡　祐子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６６７号
千葉県松戸市六高台８丁目１番地の１　フェアパーク712号
債務者　森　美沙希（旧姓安藤）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６７２号
千葉県我孫子市下ケ戸1825番地の４（401号）　イーストヒルズ
債務者　才田　正和
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６７６号
千葉県柏市豊四季709番地179　ジュネパレス柏第13―203号
債務者　黒川　裕明
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７０９号
千葉県松戸市新松戸南１丁目358番地の１　林ビル203号
債務者　野口　　彩
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１２２号
島根県松江市法吉町238番地　県営住宅第２淞北台団地５号棟524号室
債務者　田中　千晴
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
松江地方裁判所民事部